

近江八幡市新庁舎オフィス環境整備業務公募型プロポーザル評価要領

1. 評価要領の位置づけ

本評価要領は「近江八幡市新庁舎オフィス環境整備業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき、評価点の算出方法及び優先交渉権者の選定方法等を示すものである。

2. 評価方法及び優先交渉権者の選定

- (1) 実績評価、企画提案等評価及び価格評価を行い、優先交渉権者を選定する。
- (2) 実績評価及び価格評価は、事務局が参加表明書類及び参考見積書の価格を基に評価を行い「近江八幡市新庁舎オフィス環境整備業務公募型プロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。)へ報告する。
- (3) 企画提案等評価は、「3. 評価基準等(2)企画提案等評価」の評価基準に基づき、委員会が企画提案書類の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。
- (4) 評価項目ごとの評価配点は、次表のとおりとする。

評価項目		評価配点	備考
業務実績		10点	業務実績書
企画提案等	企画提案	70点	評価項目ごと委員会委員が評価し、評価点の平均点の合計とする。(評価対象ごと少数第3位以下切捨て算出)
	独自提案	10点	
	プレゼンテーション及びヒアリング	10点	プレゼンテーション及びヒアリングで評価
価格		30点	3. (4)の算定による
評価点合計		130点	

ア 委員会は、評価点合計(130点)が最も高い者を優先交渉権者に、次に評価点合計が高い者を次点者に選定する。

ただし、価格評価点を除く評価点合計(100点)が6割に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者に選定しない。

イ 評価点合計が同点の場合は、価格評価点を除く評価点合計が高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点者に選定する。

ウ 上記、いずれも同点の場合は、委員会にて判断し決定する。

3. 評価基準等

(1) 実績評価

参加資格を満たしていると認められた者について、提出された参加表明書類により実施する。評価項目及び判断基準、配点等は次のとおりとし、その合計点を実績評価の評価点とする。

評価項目	判断基準	配点
受託実績		
地方公共団体の庁舎の新築(増改築 5,000 m ² 以上含む。)でオフィス環境整備等の業務について、平成 26 年 4 月 1 日以降に完了した実績を有すること。 (実施要領4. キ①)	4件以上	6点
	2件から3件	3点
	1件	1点
庁舎の新築(増改築 5,000 m ² 以上)について、什器・備品の購入に関する業務について、平成 26 年 4 月 1 日以降に、完了した実績を有すること。 (実施要領4. キ②)	4件以上	4点
	2件から3件	2点
	1件	1点
合計		10点

(2) 企画提案等評価

企画提案等評価は、委員会において、書類審査とプレゼンテーション及びヒアリングを実施し審査を行う。

企画提案等評価における評価項目、評価基準、配点等は次表のとおりとする。

評価項目	評価対象	評価基準(着目点)	評価配点
企画提案等	業務実施方針	業務目的に即した方針となっているか、適切な業務実施体制(地元事業者との協働など)、技術者(実績)が整っているか	10点
	業務スケジュール	業務全般の内容を理解した適切なスケジュールが組まれているか	5点
	執務空間レイアウト	限られた時間の中で、組織変更や人事異動に対して、職員の意見を取り入れながら効率的にレイアウトを修正し確定させるための手法が明確か	10点
		新しい働き方を導入するにあたり、適した部門や必要となる什器・備品の留意すべき点、また、備品の選定方法はどのように考えているか	15点

		新しい働き方の導入や将来の機構改革、情報通信技術の進歩などに伴うワークスタイルの変化についての、配置レイアウトを行う上での対応をどのように考えているか	10点
		運用マニュアルを作成する際の視点は、これまでの、本市の新しい働き方の取組を踏まえどのように考えているか。	5点
	環境整備支援	研修や広報の内容及び手法や実施回数について、明確で効果が期待できるか	5点
	文書・物品の削減及び保管支援	文書や物品の保管や削減について、保管の考え方(ルール)や、有効な削減方法についてどのように考えているか	10点
	独自提案	自社の独自性・優位性についての提案を行ってください (上記以外の自由提案とする。)	10点
	企画提案説明 及び ヒアリング	取組意欲が高いか、また、本業務を正しく理解しているか。	5点
説明が企画提案書等の内容を補完しており分かりやすいか、また、回答が明確で適切であるか。		5点	
合 計			90点

(3) 評価水準

企画提案等評価における評価は、次の評価水準に基づき行う。

評価水準	特に優れている	優れている	標準	やや劣る	劣る
評価点	配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(4) 価格評価

価格評価は、参考見積書に基づき事務局において実施するものとし、次の式により評価点を算出する。この式において、提案金額とは、参考見積書に記載された金額とする。

別途、令和8年12月新庁舎完成時の什器・備品設置費用を別途記載のこと。

※参考見積額と令和8年12月庁舎完成時の什器・備品設置費用の合計は、実施要領2.(4)の提案上限額を超えないこと。

$$\text{評価点} = 30 \times (\text{最低提案金額} / \text{提案金額})$$